

報 告 書  
(案)

事前内容確認時

令和4年11月

登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会

登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員 名簿

委員 長	西村 修
副委員 長	大嶋 雄生
委 員	石川 順一 (令和3年度)
委 員	市村 要一
委 員	小俣 洋士 (令和4年度)
委 員	羽生 芳文

(五十音順)

## 水道料金及び下水道使用料の改定について

### 1. はじめに

登米市は平成 17 年 4 月に 9 町が合併して誕生した経緯から、合併以前に各町で整備を行った施設を含め多くの上下水道施設が点在している。

また、合併当時 9 万人を超えていた行政区域内人口は、令和 3 年度末には 7 万 7 千人ほどに減少し、今後も更に人口減少が続くものと見込まれている。

登米市の水道事業は、市町村合併によって登米地方広域水道事業、東和町水道事業及び石越町水道事業の 3 事業が統合し、その後簡易水道事業などを統合して現在に至っている。給水普及率は令和 3 年度末時点で 99.7%に達し、成熟期を迎えた事業となっている。

下水道事業は地域の特性に応じた整備が進められ、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業、特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業を運営している。また、令和 2 年度に地方公営企業法を適用している。

水道事業及び下水道事業とも、人口減少により水道使用水量及び汚水排水量が減少し、料金及び使用料収入が減少傾向にあり、今後もこの傾向は継続するものと想定される。

一方、費用は、水道事業においては、施設の老朽化や耐震化への対応が課題となっており、登米市の基幹浄水場である保呂羽浄水場の更新事業を控えているなど、今後施設整備に必要な費用は増大していく見通しである。

下水道事業においても施設の老朽化が進行し、登米市公共下水道ストックマネジメント基本計画などにおいて、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水処理事業で年間 4～5 億円の更新費用が必要となると見込まれる。また、集合処理区域以外については、今後も特定地域生活排水処理事業による浄化槽の新規設置を行うこととしている。

水道及び下水道は、市民生活や企業活動に必須な社会インフラである。また、当該事業は公営企業であることから、料金等の収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、社会資本を整備し、安定したサービスを提供する役割を担っており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが求められる。

そのためには、安定した経営基盤の構築と、持続可能なサービス供給システム体制を整えることができるよう、経営の健全化に取り組む必要がある。

## 2. 報告内容

本委員会では、令和3年7月20日に登米市長からの委嘱を受け、登米市の水道料金及び下水道使用料に関する事項を慎重に審議した。この中で、今後の経営状況、施設整備などについて意見交換を行いつつ検討を進めた。検討結果及び意見等については次のとおりである。

### (1) 共通

- ア 今回の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定期間は令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは妥当である。
- イ 水道料金と下水道使用料の同時改定となることから、使用者に過度な負担を強いる改定とならないよう配慮する必要がある。ただし、次回以降の改定が大幅な値上げとならないよう留意されたい。
- ウ 将来世代に大きな負担を残さないために、水道料金等の値上げはやむを得ないが、施設更新費用の抑制や平準化等、経営改善に向けた取組みを今後も継続して行っていく必要がある。
- エ 更新費用の抑制及び人口減少社会への対応として、既存施設の統廃合や近隣事業者との施設及び業務の共同化を進め、事業の広域化についても今後積極的に検討されたい。
- オ コスト縮減など事業の効率化についての具体的な議論が必要であり、職員数についても適正な規模であることが求められる。様々な課題を解決しながら事業を継続していくためには、適切に定員管理を行う必要があるため、将来に向けた方向性を示していくことが必要である。
- カ 水道料金等の改定は、市民や使用者からの理解が重要となる。今後は料金改定も含めて、事業に対する理解を得られるよう、上下水道の事業の取り組みや、経営状況の情報発信が重要となるので、計画的な広報活動を行っていく必要がある。
- キ 水道料金等算定期間内であっても、水道料金等が適正なものになっているか毎年度確認を行い、適正でなかった場合には改定に向けた検討を進められたい。

### (2) 水道事業

- ア 水道料金は、下水道使用料と同時の改定となることに配慮し、資産維持率 0.5%、長期前受金戻入控除率 80%を含む料金算定期間の4年間の総括原価から算出した平均改定率 15%とすることは妥当である。

ただし、今回の料金改定は必要最小限の内容となっており、4年ごとに料金の見直しを行うことを前提としたものである。したがって、今後は4年ごとに料金見直しの検討を確実に進めていく必要がある。

- イ 登米市水道事業の給水普及率は、ほぼ 100%に達し、成熟期を迎えた事業である。今後も公営企業として安定的かつ持続的にサービスを提供していくためには的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、適切な料金設定により、経営健全化を図っていく必要がある。そのためには早期に経営戦略の改定を行い、経営基盤の強化に努められたい。
- ウ 保呂羽浄水場再構築事業が令和 12 年度に完了する予定であるが、その事業が終了してからではなく、令和 9 年度から令和 12 年度を料金算定期間とした水道料金改定を視野に入れた説明を行っていくことが必要である。
- エ 資産維持費は施設の拡充・強化を目的としているものであり、今後においては将来の費用確保のため、実情を踏まえた検討をされたい。
- オ 登米市は地理的要因が大きく影響し、施設が点在し、施設数が多くなっている。今後の水需要を踏まえ、施設統廃合の可能性を模索しつつ、効率的な施設配置となるよう長期的なビジョンを持って事業運営に取り組みたい。

### (3) 下水道事業

- ア 下水道使用料は使用料算定期間において、管理運営費のうち維持管理費に係る経費回収率が 100%となるよう平均改定率を 33%とすることは妥当である。
- イ 公営企業会計を導入したことで、資産の状況や減価償却費について把握することが可能となった。独立採算を基本とする公営企業として健全経営を行っていくためには、経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、適切な使用料設定により経営健全化を行っていく必要がある。そのためには早期に経営戦略の改定を行い、経営基盤の強化に努められたい。
- ウ 下水道接続率が伸び悩んでいることから、接続率向上に向けた具体的な取り組みを引き続き検討し実施されたい。
- エ 今後人口減少により、さらに過疎化が進む地域が増加すると懸念される。市民生活や企業活動に必須な社会インフラとして、登米市の下水道事業が将来どうあるべきかビジョンを持って施設統廃合の可能性を模索しつつ、効率的な施設配置となるよう検討されたい。
- オ 現段階で使用料の改定が経営の安定に直接結びつくものではなく、もっぱら一般会計の繰出金の縮減に繋がるものとなっているが、今回の改定は公営企業における経営の基本原則である、独立採算制に向けた第一歩となるものである。今後は使用料のあるべき姿などについて、一般会計側とも協議をしながら進めていく必要がある。

## 審議の経過

回数	開催日	内容
第1回	令和3年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の現状と課題</li> <li>下水道事業の現状と課題</li> </ul>
第2回	令和3年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の現況（経営分析）</li> <li>水道料金算定要領案</li> </ul>
第3回	令和3年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業の現況（経営分析）</li> <li>下水道使用料算定の基本的な考え方</li> </ul>
第4回	令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水需要予測</li> <li>水道事業財政計画</li> <li>水道事業における平均改定率</li> <li>水道料金算定要領案</li> </ul>
第5回	令和4年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業の将来予測</li> <li>下水道事業財政計画</li> <li>下水道事業における平均改定率</li> </ul>
第6回	令和4年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料改定について</li> <li>下水道使用料対象経費の分解</li> <li>下水道事業財政計画</li> <li>登米市水道事業財政計画</li> <li>両事業の平均改定率</li> </ul>
第7回	令和4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書について</li> </ul>